

安全衛生委員会の 議事録をしっかりと読みこもう！

労働安全衛生法により、職場の安全衛生を確保するための措置は会社に義務づけられています。しかし労働者が安全衛生に十分に関心を持ち、その意見が会社の行う措置に反映される必要があります。そのために同法に基づき職場ごとに設置が義務づけられているのが安全衛生委員会です。そしてその議事の内容は労働者に周知させなければならないと定められています。

労働安全衛生法

(安全委員会)

第十七条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、安全委員会を設けなければならない。

(中略)

(衛生委員会)

第十八条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

(中略)

(安全衛生委員会)

第十九条 事業者は、第十七条及び前条の規定により安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。

労働安全衛生規則

(委員会の会議)

第二十三条 事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月一回以上開催するようにしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

3 事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。

一 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

二 書面を労働者に交付すること。

三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(以下略)

そのためステーションの入り口や事務所等に安全衛生委員会の議事録が掲出されています。従ってその内容は私たちにとって極めて重要です。ですから私たちはしっかりと議事録に目を通し、自分の科はもとより現在の東総セの問題点や方向性を把握しておく必要があります。そして日頃の業務のなかで感じている疑問点や不安などを発信し、安全衛生委員会の議論をつうじて解決を図り、安全で働きやすい職場を実現していくべきだと考えます。

